

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋嶋 明人
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 出納局
2 監査対象年度 平成24年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
出納局	平成25年8月19日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

また、先般判明した所得税の源泉徴収漏れについて、職員への源泉徴収制度の周知徹底やチェック体制の強化など財務事務の適正な執行に努めるよう要望した。